

日本政府の抗議に反論

国連特別報告者「何も中身がない」

「共謀罪」法案はプライバシーを侵害するおそれがあるとの書簡(18日付)を安倍晋三首相に提出した国連プライバシー権に関する特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏は22日付で、日本政府の「抗議」に対して、「ただの怒りの言

葉が並べられているだけで、全く中身の無いものだ」とする反論を示しました。共謀罪に反対する弁護士やNGO(非政府組織)らが23日、国会内での記者会見で公表しました。

↓書簡と反論の要旨⑤面

書簡に対して日本政府は18日、国連に提出した見解の中で「速やかに御説明する用意がある」としながら、具体的な回答をせず、国際組織犯罪防止条約(TOC条約)を締結するために同法案が必要だとの従来の主張を繰り返し、「我が国の説明も聞かずに一方的に公開書簡を提出したことに、我が国として強く抗議する」と述べました。さらに菅義偉官房長官は22日の記者会見で、ケナタッチ氏の立場を「個人であって、国連の立場を反映するものではない」と攻撃しました。

これに対してケナタッチ氏は「この抗議は、プライバシー権に関する私が指摘した多くの懸念またはその他の法案の欠陥について、ただの一つも向き合ったものではない」と指摘。また、実質的な反論・訂正がないまま法案を強行しようとしていることに対して、「これだけ拙速に深刻な欠陥のある法案を押し通すことを正当化することは絶対にできない」と述べ、強い憤りを示しています。

また、「共謀罪NO」実行委員会」の海渡雄一弁護士によれば、国連の特別報告者は国連の独立した人権専門家で、日本政府はその調査をい

つでも受け入れることを国連人権理事会で約束してしま

す。海渡氏は、「特別報告者は個人の立場」だとする菅氏の見解は「国連の手続きの意味を理解しないものだ」と批判しました。

その上で、「まず国連からの質問に答えるべきだ。国連からの質問を無視し、採決を強行するような対応は、日本が民主主義国家ではないと世界に公言するようなものだ」と指摘しました。

政権への痛烈な批判だ

参院法務委 仁比氏が認識ただす

日本共産党の仁比聡平議員は23日の参院法務委員会、国連特別報告者が「共謀罪」法案について懸念を表明していることについて政府の見解をただしました。

特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏は、「共謀罪」法案が人権を制約する恐れがあるとの懸念を示した書簡を安倍晋三首相宛てに送付して、情報の提供を求めています。仁比氏が書簡についての見解をただすと、金田勝年法相は「書簡の内容はバランスを欠き、不適切なものであり、外務当局が強く抗議した」などと発言しました。



質問する仁比聡平議員
23日、参院法務委

仁比氏は「国際社会に対する驚くべき不遜な態度だ」と指摘。ケナタッチ氏が日本政府の抗議に反論をしていることを示し、「異論を封じ法案をぐり押しする安倍政権に対する痛烈な批判だ」と指摘しました。



発言する海渡雄一氏(左から2人目) 23日、衆院第1議員会館

5/24
五ノ六

国連のプライバシー権に関する特別報告者のシ
ョセフ・ケナタッチ氏が18日、安倍晋三首相に提
出した「共謀罪」法案に対する懸念を示す書簡

(18日付)と、日本政府による抗議(18日の政府
見解、22日の菅義偉官房長官記者会見)に対する
「反論」(22日付)の要旨は次の通りです。

「共謀罪」法案に懸念

国連特別報告者の書簡(要旨)



ジョセフ・ケナタッチ氏

▽私は、人権理事会の決議
28/16に基づき、プライバシー
に関する権利の特別報告者
としての私の権限の範囲にお
いて、この手紙を送る。
▽「共謀罪」法案が法律と
して採択された場合、法律の
広範な適用範囲によって、プ
ライバシーに関する権利と表
現の自由への過度の制限につ
ながる可能性がある。
▽政府は、新法案に基づき
捜査される対象は、「テロ集
団を含む組織的犯罪集団」が
現実的に関与すると予想され

る犯罪に限定されると主張し
ている。しかし、「組織的犯
罪集団」の定義は漠然として
おり、テロ組織に明らかに限
定されているとはいえない。
▽政府当局は、新たな法案
では捜査を開始するための要
件として、対象とされた活動
の実行が「計画」されるだけ
でなく、「準備行為」が行わ
れることを要求していると強

調する。しかし、「計画」の具
体的な定義について十分な説
明がない。「準備行為」は法
案で禁止される行為の範囲を
明確にするにはあまりにも曖
昧な概念だ。
▽そのような「計画」と「準
備行為」の存在と範囲を立証
するためには、起訴された者
に対して、起訴に先立ち相当
程度の監視が行われることにな
る。このような監視の強化
が予測され、プライバシーと
監視に関する日本の法律に定
められている保護・救済の在
り方が問題になる。
▽「組織的犯罪集団」の定
義の曖昧さが、国益に反する

活動をを行っていると考えられ
るNCO(非政府組織)に対
する監視などを正当化する口
実をつくり出す可能性がある
ともいわれている。
▽提案された法案は、広範
な適用がされる可能性がある
ことから、現状で、また他の
法律と組み合わせるプライバ
シーに関する権利およびその
他の基本的な国民の自由の行
使に影響を及ぼすという深刻
な懸念が示されている。
▽法的明確性の原則は、何
が法律で禁止される行為なの
かについて合理的に認識でき
るようになっているが、「共謀
罪」法案は、抽象的かつ主観
的な概念がきわめて広く解釈
され、法的な不透明性をもた
らし、この原則に適合してい
るとは思えない。
▽法案を押し通すために立
法が急がれることで、この重

要な問題についての広範な国
民的議論を不当に制限するこ
とになる。
▽プライバシー関連の保護
と救済につき、以下の5点に
着目する。
①監視が強化される中にあ
って、適切なプライバシー保
護策を新たに導入する具体的
条文や規定がない。
②監視に対する事前の令状
主義の強化も予定されていな
い。
③国家安全保障を目的とし
て行われる監視活動の実施を
事前に許可するための独立し
た第三者機関を法令に基づき
設置することも想定されてい
ない。
④捜査当局や安全保障機
関、諜報機関の活動の監督に
ついて懸念がある。この懸念
の中には、警察がGPS捜査
や電子機器の使用の監視など
の捜査のために監視の許可を
求めてきた際の裁判所による
監督と検証の質という問題が
含まれる。
⑤嫌疑のかがっている個人
の情報を捜索するための令状
を警察が求める広範な機会を
与えることになり、プライバ
シーに関する権利に悪影響を
及ぼすことが特に懸念され
る。
▽人権理事会から与えられ
た権限のもと、私は担当事件
の全てについて事実を説明す
る職責を有している。以下の
諸点につき回答いたしたきた
い。○各主張の正確性に関す
る追加情報・見解○「共謀
罪」法案の審議状況○国際人
権法の規範および基準と法案
との整合性○法案の審議に関
して、市民社会の代表者が法
案を検討し意見を述べられる機
会の有無。

日本政府の抗議への反論

(要旨)

▽私の書簡は、日本政府が、提案された諸施策を十分に検討することができるように十分な期間の公的議論を経ることなく、法案を早急に成立させることを愚かにも決定したという状況においては、完全に適切なものだ。

▽私が(5月18日に)日本政府から受け取った「強い抗議」は、ただ怒りの言葉が並べられているだけで、全く中身はなかった。その抗議は、私の書簡の裏面的内容について、一つの点においても反論するものでもなかった。

▽日本政府は、これまでの間、実質的な反論や訂正を會

むものを何一つ送付して来る
ことができなかった。いずれ
かの事実について訂正を余儀
なくされるまで、私は、安倍
首相に向けて書いた書簡のす
べての単語、ペリオド、コン
マにいたるまで維持し続け
る。日本政府がこのような手
段で行動し、これだけ拙速に
深刻な欠陥のある法案を押し
通すことを正当化することは
絶対にできない。

▽日本政府は、2020年
の東京オリンピックに向けて
TOO条約を批准するために
この法案が必要だと主張す
る。しかし、このことは、プ
ライバシーの権利に対する十
分な保護措置のない法案の成
立を何ら正当化するものでは
ない。